

身体・知的障害者自動車等燃料費補助金の申請

■認定を受けているかたが補助金申請時に必要なもの

障害者手帳と平成17年10月～平成18年3月分の燃料に伴う領収書

■補助金申請受付期限

4月17日(月)まで

※3月31日(金)までは、旧市町区域の制度が継続されます
※旧3町のかたは、平成18年4月1日から「対象者」「補助金額」「補助金上限額」が新「深谷市」と同様になります

■新「深谷市」対象者

市内に住所を有し
・身体障害者手帳1級・2級のかたで、本人名義の車もしくはバイクと運転免許証をお持ちのかた
・18歳未満の身体障害者手帳1級・2級のかたの保護者および、18歳未満の療育手帳(A)・Aのかたの保護者で、保護者名義の車もしくはバイクと運転免許証をお持ちのかた
です。ただし、福祉タクシー券との選択制になります

■新たに認定を受けようとするかたが認定の申請時に必要なもの

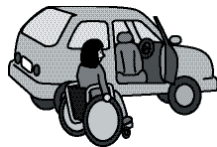
運転免許証と車もしくはバイクの車検証

※認定を受けた月の燃料費分から補助金の対象です

※平成18年4月給油分から、自動車のかたは1か月25ℓの上限になりますので、領収書を大切に保管してください。バイクのかたは5ℓで変更ありません

■問い合わせ

障害福祉課 (☎571-1011)
岡部健康福祉課 (☎585-2214)
川本福祉健康課 (☎583-2532)
花園福祉健康課 (☎584-1123)



重度心身障害者医療費支給事業

重度心身障害者の皆さんの福祉増進を目的として、経済的負担を軽減するため、医療給付に関わる一部負担金の支給を実施しています。

■対象

市内に住所を有し、医療保険に加入している、次の①～③のいずれかに該当するかた
①身体障害者手帳1級～3級の所持者
②療育手帳(A)、A、Bの所持者
③65歳以上で、老人保健法施行令別表第1に定める状態にある旨、市長の認定を受けたかた

■助成範囲

入院・通院などで支払った医療費のうち、各医療保険の適用を受ける自己負担金の一部
※高額療養費、附加給付金などが給付されている場合、相当額を控除した金額が支給の対象となります

※自由診療(保険のきかない診療)の負担金は支給の対象となりませんのでご注意ください

■申請方法

対象となるかたは、保険証、郵便局以外の対象者名義の通帳をお持ち

ちの上、障害福祉課にある登録申請書で手続きを行ってください。「重度心身障害者医療費受給者証」を発行します。すでに受給者証をお持ちのかたは、登録の必要はありません。

登録後は医療機関発行の領収書を添えて、窓口にある支給申請書で申請してください。その際、受給者証は必ずお持ちください。

なお、市内の医療機関には、申請者に代わって手続きを行うサービスや、深谷市国民健康保険加入者が外来受診した場合に限り、申請者の支払い・申請の手続きを省略し、医療費の請求を市に直接行うサービスを行っている場合があります。詳しくは各医療機関にお問い合わせください。

■合併に伴う変更などについて

すでに利用しているかたについては、平成18年3月31日(金)までは、旧市町の制度が継続し、4月1日以降は、新「深谷市」の制度に一本化されます。

■申請先と問い合わせ

障害福祉課 (☎571-1011)
☎574-6667

成年後見制度をご存知ですか？

Q 成年後見制度とは？

A 判断能力が不十分なかたが、一方的に不利な契約を結んでしまわないように、成年後見人など(補助人、保佐人、成年後見人)が、その契約を取り消したり、または、その人を保護するためその人に代わって契約を結んだりする制度です。

Q なぜ、成年後見制度を利用する必要があるの？

A 高齢者や障害者が福祉サービスを利用する際に、利用者は事業者とサービスに、利用者に関する契約を結ぶことになり、利用者の判断能力が不十分な場合は、だれかが代わって契約を結ぶ必要があり、成年後見制度の活用が重要になってきています。

Q 対象者は？

A 認知症、知的障害または精神障害のために判断能

力が不十分で、日常生活を営むのに支障があるかたなどです。

Q だれがどこに申し込むの？

A 原則として、本人または4親等以内の親族が、家庭裁判所に申し込みます。

Q 市では、どのような支援をしてくれるの？

A 市では、判断能力が不十分な高齢者や障害者の自己決定を尊重し、権利を擁護するため、次のような支援を行います。

①申し立ての手続きが大変↓家庭裁判所への審判開始の申し立てに対する手続きのお手伝いをします

②親族などの申立権者がいない場合↓市長が家庭裁判所へ審判開始の申し立てを行います

■問い合わせ

障害福祉課 (☎571-1011)
☎574-6667

難病患者支援事業

■難病患者支援事業について

深谷市では、難病患者支援事業として医療費の一部を助成しています。難病患者とは県が指定した疾患にかかっているかたで、管轄の保健所で申請・承認され特定疾患受給者証もしくは小児慢性特定疾患受給者証が交付されているかたです。

■登録がお済みでないかた

登録がお済みでないかたは、登録申請が必要となります。

■登録がお済みのかた

医療費助成の申請は4月と10月の年2回となります。

■該当となるかた

・市内に住所を有するかた
・埼玉県特定疾患受給者証、もしくは小児慢性特定疾患受給者証の交付を受けているかた
・特定疾患で受診した医療費の自己負担金があるかた(ただし、重度医療・小児医療などの他の公的医療費補助を受給しているかたを除きます)

■難病患者事業登録期間

年間を通して申請登録が行え

ます。

■医療費助成申請受付期限

4月17日(月)まで
■助成対象期間
平成17年10月診療分～平成18年3月診療分(旧3町のかたについては平成18年1月分診療分から対象になります)

■補助額

平成17年度における県特定疾患医療給付の一部自己負担金の合計額と限度額3万円のいずれか少ない方の額

■必要書類

特定疾患受給者証と対象領収書・郵便局以外の振込先口座

■受付窓口

障害福祉課11番窓口

■問い合わせ

障害福祉課 (☎571-1011)

